

高度技術利用研究会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人八戸地域高度技術振興センター（以下「振興センター」という。）高度技術利用研究会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、同条に規定する高度技術利用研究会（以下「研究会」という）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 研究会は次の事業を行う。

- (1) 研究会の研究課題に関する現状調査、勉強会、実技研修会等の事業。
- (2) 研究開発計画の策定。
- (3) プロジェクトチームの編成。
- (4) テーマ別研究会の設置。
- (5) 共同研究に伴う規約の取り決め。
- (6) その他、目的を達するために必要な事業。

(会長・副会長及び会計監事)

第3条 研究会に会長・副会長及び会計監事各1名を置く。

- 2 会長・副会長及び会計監事は、会員及び委員のうちから会員及び委員の互選により選出する。
- 3 会長は研究会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 5 研究会の議長は、会長があたる。ただし、役員改選年度の総会においては、事務局長または事務局長が指名した事務局員がこれを行う。
- 6 会計監事は、研究会の会計を監事する。
- 7 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 役員は再任することができる。

(総会)

第4条 研究会は次の事項を審議する総会を、毎年1回開催する。ただし、新たに審議が必要と認められる場合は臨時総会を開催する。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) その他研究会の運営の基本にかかる事項

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、総会の招集を行わず、書面その他の方法により、総会の決議に代えることができる。

3 書面その他の方法による決議については、本条第4項の規定を準用する。

4 総会は委任状を含め、構成員(賛助会員を含まない)の過半数、かつ会員の過半数の出席を以って成立するものとする。ただし、複数の委員が所属する機関・団体等(行政機関は部または課、公設試験研究機関は研究所単位とする)は1名として数えるものとする。

5 総会の議決は出席会員・委員の過半数、かつ出席会員の過半数を以って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、議決権は各企業・機関・団体等を代表する1名のみとする。

(召集)

第5条 研究会は、会長が召集する。

(運営費)

第6条 研究会の運営に要する費用は、振興センターが負担するほか、必要に応じて会員が負担するものとする。

2 前項に規定する会員の負担金は、振興センターが管理するものとし、当該負担金の経理は、振興センターの財務規定に準じて行なうものとする。

(庶務及び会計)

第7条 研究会の庶務及び前条に規定する運営費に係わる会計事務は、振興センターの事務局が行なうものとする。

2 研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終

わる。

3 会費は、年会費2万円とする。ただし途中入会の場合は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までに入会した場合は、2万円。

(2) 10月1日から3月31日までに入会した場合は、徴収しない。

ただし、当該会員がこの期間に研究会の行事に参加する場合には、費用の優遇を受けないものとする。

(3) 委員および賛助会員については年会費を徴収しない。

(4) 既納の会費は、これを返還しない。

(秘密保持)

第8条 会員及び委員、並びに賛助会員は、研究会活動で知り得た情報について会員及び委員、並びに賛助会員の権利を侵害することのないよう相互の信頼をもって秘密の保持に努めるものとする。

(プロジェクトチーム)

第9条 研究会は、新技術・新製品等の共同開発のために、必要に応じプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームを設置する場合は、費用負担・成果配分等について契約書を取り交わす等により、トラブルの発生防止に努めるものとする。

(テーマ別研究会)

第10条 会員及び委員は、希望するテーマに関する課題解決のため、テーマ別研究会を設置することができる。

2 テーマ別研究会の設置は、少なくとも2名の会員、または会員1名と委員1名の参加を必要とするものとする。この条件が満たされた場合には非会員の参加も認められるものとする。

3 テーマ別研究会を設置する場合は、費用負担・成果配分等について契約書を取り交わす等により、トラブルの発生防止に努めるものとする。

(振興センターの支援)

第 11 条 振興センターは第 8 条及び第 9 条のプロジェクトチーム及びテーマ別研究会の活動に関して、会議室の貸与、ホームページ等での広報、補助金・助成金の案内等の支援を行なう。

2 振興センターは、テーマ別研究会の設置にあたって、会員から委員の紹介依頼を受けた場合、会長と協議の上、適切な委員の紹介を行なう。

3 振興センターは、企業訪問等の活動においてテーマ別研究会の設置を積極的に呼びかけるものとする。

(補 則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会員及び委員の協議によって会長が定めるものとする。

附 則

1 この運営要領は、平成 3 年 8 月 6 日から実施する。

2 この運営要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日より一部変更する。

3 この運営要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日より一部変更する。

4 この運営要項は、平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日より一部変更する。

5 この運営要項は、平成 3 0 年 7 月 6 日より一部変更する。

6 この運営要項は、令和 3 年 7 月 8 日より一部変更する。